

(建設業法施行令の一部改正に伴う経過措置)
2 この政令の施行前に行われた技術検定を不正の方法によって受けた者については、第一条の規定による改正後の建設業法施行令第二十七条の九の規定にかかわらず、なお従前の例による。(地方自治法施行令の一部改正)
3 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)の一部を次のように改正する。
別表第一建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)の項を削る。

総務大臣 山本 早苗
文部科学大臣 下村 博文
国土交通大臣 太田 昭宏
内閣総理大臣 安倍 晋三

租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百九号

租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)附則第一条第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第一条第八号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

財務大臣臨時代理
内閣総理大臣 安倍 晋三

内閣総理大臣 安倍 晋三

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第三百十号

子ども・子育て支援法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)附則第一条第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

子ども・子育て支援法附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、平成二十六年十月一日とする。

内閣総理大臣 安倍 晋三

府令

○内閣府令第六十二号

信用金庫法(昭和二十六年法律第三三十八号)を実施するため、信用金庫法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

第九号の次に次の一条を加える。
(定款の記載事項)
第九号の二 信用金庫は、定款に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めることができる。この場合において、当該除名の対象は長期間信用金庫の事業を利用しない会員とし、当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

附則

この府令は、公布の日から施行する。

府令・省令

○内閣府令第八号

労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)を実施するため、労働金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年九月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣 塩崎 恭久

労働金庫法施行規則の一部を改正する命令

労働金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第一号)の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。
(定款の記載事項)
第四条の二 労働金庫は、定款に長期間所在が不明である会員の除名に関する事項を定めることができる。この場合において、当該除名の対象は長期間労働金庫の事業を利用しない会員とし、当該除名の対象となる会員の所在が不明であることを確認するための適切な措置を講ずるものでなければならない。

附則

この命令は、公布の日から施行する。

省令

○厚生労働省令第六号

薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第二条第十四項及び第七十六条の四の規定に基づき、薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

薬事法第二条第十四項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令(平成十九年厚生労働省令第十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中第四百十号を第五百五十四号とし、第四百二十四号から第四百三十九号までを十四号ずつ繰り下げ、第四百二十三号を第三百三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。
第三百三十七号(一)「ニ」(ニ)「メ」キシフェニル」
第一条中第四百二十二号を第三百三十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
第三百三十五号(一)「四」(四)「メ」キシフェニル」
「ニ」(「ピ」ロリジン「ー」イル) オクタ「ー」オン及びその塩類

第一条中第二百一十一号を第三百三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
第三百三十三号(一)「一」(一)「メ」キシフェニル」シクロヘキシル」
第一条中第二百一十号を第三百三十一号とし、第九十八号から第九十九号までを十一号ずつ繰り下げ、第九十七号を第七十七号とし、同号の次に次の一号を加える。
第九十八号(一)「ニ」(ニ)「メ」キシフェニル」
「ニ」(「ピ」ロリジン「ー」イル) オクタ「ー」オン及びその塩類

第一条中第九十六号を第六十六号とし、第九十五号を第六十四号とし、同号の次に次の一号を加える。
百五十二号(一)「四」(四)「プロ」モ「ー」ニ「五」(五)「ジ」メ「ト」キシフェニル」
「ニ」(「ピ」ロリジン「ー」イル) エタン「ー」オン及びその塩類

第一条中第九十四号を第三百三十三号とし、第八十五号から第九十三号までを九号ずつ繰り下げ、第八十四号を第九十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
第九十三号(一)「四」(四)「フル」オ「ロ」フェニル」
「ニ」(「ピ」ロリジン「ー」イル) ヘ「プ」タン「ー」オン及びその塩類

第一条中第八十三号を第九十一号とし、第七十七号から第八十二号までを八号ずつ繰り下げ、第七十六号を第八十三号とし、同号の次に次の一号を加える。
第八十四号(一)「ピ」ロリジン「ー」イル) 「ー」(「チ」オ「フ」エン「ー」ニ「ー」イル) プ「タ」ン「ー」オン及びその塩類

第一条中第七十五号を第八十二号とし、第五十七号から第七十四号までを七号ずつ繰り下げ、第五十六号を第八十二号とし、同号の次に次の一号を加える。
第六十三号(一)「二」(二)「五」(五)「ジ」メ「ト」キシフェニル」
エタン「ー」オン及びその塩類

第一条中第五十五号を第六十一号とし、第四十六号から第五十四号までを六号ずつ繰り下げ、第四十五号を第五十号とし、同号の次に次の一号を加える。

五十一 二一（一）（シクロヘキシルメチル）ーHーインダゾールー三ーカルボキサミド」ー三ーメチルブタン酸及びその塩類

第一条中第四十四号を第四十九号とし、第三十七号から第四十三号までを五号ずつ繰り下げ、第三十六号を第四十号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十一 二一（四）クローロー二ー五ージメトキシフェニル）ーNー（二）フルオロベンジル）エタナミン及びその塩類

第一条中第三十五号を第三十九号とし、第三十二号から第三十四号までを四号ずつ繰り下げ、第三十一号を第三十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四 Nーエチル）ー（四）メトキシフェニル）プロパン）ー二アミン及びその塩類

三十五 二一（一）オキソ）ー（フ）フェニルプロパン）ー二（イル）イソインドリン）ー三（ジ）オン及びその塩類

第一条中第三十号を第三十二号とし、第二十六号から第二十九号までを二号ずつ繰り下げ、第二十五号を第二十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十七 （H）インドール）ー三（イル）（二）二）三）三）テトラメチルシクロプロパン）ー（イ）ル）メタノン及びその塩類

第一条中第二十四号を第二十五号とし、第十四号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

十四 Nー（二）アミノ）ー三（ジ）メチル）ー（一）オキソ）ブタン）ー二（イル）ー（一）（シクロ）ヘキシルメチル）ー（H）インダゾール）ー三（カルボキサミド）及びその塩類

第二条第五号の表インダミン）ー二アミン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

Nーエチル）ー（四）メトキシフェニル）プロパン）ー二アミン、その塩類及びこれらを含む物

二一（一）オキソ）ー（フ）フェニルプロパン）ー二（イル）イソインドリン）ー三（ジ）オン、その塩類及びこれらを含む物

第一条第五号の表（ジ）フェニルメチル）ピロリジン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

二一（二）五）ジメトキシフェニル）エタナミン、その塩類及びこれらを含む物

第二条第五号の表（四）メトキシフェニル）ピペラジン、その塩類及びこれらを含む物の項の次に次のように加える。

二一（二）（一）メトキシフェニル）ー（二）フェニルエチル）ピペリジン、その塩類及びこれらを含む物

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

○厚生労働省令第六十七号
建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）第八條第三項及び第十二條の六第一項の規定に基づき、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十六年九月十九日

厚生労働大臣 塩崎 恭久
建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令の一部を改正する省令

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第八條第三項に規定する指定試験機関等を指定する省令（平成十六年厚生労働省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の表財団法人ビル管理教育センター（昭和四十五年八月二十二日に財団法人ビル管理教育センターという名称で設立された法人をいう。）の項中「財団法人ビル管理教育センター（昭和四十五年八月二十二日に財団法人ビル管理教育センターという名称で設立された法人をいう。）を、公益財団法人日本建築衛生管理教育センター」に改める。

第二条の表法第十二條の二第一項第一号に掲げる事業の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会（昭和四十四年十月二十日に社団法人全国ビルメンテナンス協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、同表法第十二條の二第一項第五号に掲げる事業の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に、「社団法人全国建築物飲料水管理協会（昭和五十三年八月三十一日に社団法人全国建築物飲料水管理協会という名称で設立された法人をいう。）を「公益社団法人全国建築物飲料水管理協会」に改め、同表法第十二條の二第一項第七号に掲げる事業の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に、「社団法人日本ベストコンロール協会（昭和四十七年三月十三日に社団法人日本ベストコンロール協会という名称で設立された法人をいう。）を「公益社団法人日本ベストコンロール協会」に改め、同表法第十二條の二第二項第八号に掲げる事業の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に改める。

この省令は、公布の日から施行する。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○内閣府告示第二百六十号
行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七條及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五條第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。
平成二十六年九月十九日

内閣府告示第百十七号
行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）第十七條及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）第十五條第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号（内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

○内閣府告示第百六十一号
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六條及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二條第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣府本府の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の第一章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。
平成二十六年九月十九日

内閣府告示第百六十一号
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十六條及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十八号）第二十二條第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号（内閣府本府の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の第一章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件）の一部を次のように改正する。

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

附則

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

○金融庁告示第四十七号
銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四号）第五條及び第七條第六項の規定に基づき、銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五條及び第七條第六項の規定に基づき、銀行法第十四條の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成十四年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月三十日から適用する。
平成二十六年九月十九日

金融庁告示第四十七号
銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四号）第五條及び第七條第六項の規定に基づき、銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五條及び第七條第六項の規定に基づき、銀行法第十四條の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成十四年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月三十日から適用する。

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

附則

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

別表死因究明等推進会議事務局の項を削る。

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

附則

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

○金融庁告示第四十七号
銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四号）第五條及び第七條第六項の規定に基づき、銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五條及び第七條第六項の規定に基づき、銀行法第十四條の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成十四年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月三十日から適用する。
平成二十六年九月十九日

金融庁告示第四十七号
銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第四号）第五條及び第七條第六項の規定に基づき、銀行等の株式等の保有の制限に関する内閣府令第五條及び第七條第六項の規定に基づき、銀行法第十四條の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整等を定める件（平成十四年金融庁告示第十四号）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月三十日から適用する。

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。

附則

この告示は、平成二十六年九月二十一日から施行する。